横浜市排水設備指定工事店規則　新旧対照表

現　行	改正案	備考
（指定の申請） 第２条　排水設備指定工事店の指定（以下「工事店の指定」という。）を受けようとする者は、排水設備指定工事店／指定／指定更新／申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)　個人である場合においては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び次条第４号アに該当しないことを証する書類 (2)　法人である場合においては、当該法人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び代表者に係る前号に掲げる書類 (3)・(4)・(5)　（略）	（指定の申請） 第２条　排水設備指定工事店の指定（以下「工事店の指定」という。）を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1)　個人である場合においては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (2)　法人である場合においては、当該法人の登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (3)・(4)・(5)　（略）	様式を定める要綱の制定による 提出書類の見直し 提出書類の見直し
（指定の基準） 第３条　市長は、工事店の指定を受けようとする者が次のいずれにも適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。 (1)・(2)・(3)　（略） (4)　次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ・ウ・エ（略） オ　法人であって、その代表者その他の役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの	（指定の基準） 第３条　市長は、工事店の指定を受けようとする者が次のいずれにも適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。 (1)・(2)・(3)　（略） (4)　次のいずれにも該当しない者であること。 ア・イ・ウ・エ（略） オ　法人であって、その代表者がアからエまでのいずれかに該当するもの	実際の運用に合わせた取扱い
（工事店証の交付等） 第４条　市長は、第２条第１項の申請書の提出があった場合において、工事店の指定をするときは排水設備指定工事店証（第２号様式。以下「工事店証」という。）を当該申請	（工事店証の交付等） 第４条　市長は、第２条第１項の申請書の提出があった場合において、工事店の指定をするときは工事店証を当該申請者に交付するものとし、工事店の指定をしないときはその	様式を定める要綱

者に交付するものとし、工事店の指定をしないときはその理由を記載した書面によりその旨を当該申請者に通知するものとする。 第２項・第３項（略） ４　排水設備指定工事店は、工事店証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに、排水設備指定工事店証再交付申請書（第３号様式）を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。	理由を記載した書面によりその旨を当該申請者に通知するものとする。 第２項・第３項（略） ４　排水設備指定工事店は、工事店証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに、市長に申請し、その再交付を受けなければならない。	の制定による 様式を定める要綱の制定による
（届出） 第８条　排水設備指定工事店は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、排水設備指定工事店異動届出書（第４号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。 各号（略） ２　排水設備指定工事店は、その営業を廃止し、又は休止したときは、速やかに、排水設備指定工事店／廃止／休止／届出書（第５号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。 ３　（新設）	（届出） 第８条　排水設備指定工事店は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 各号（略） ２　排水設備指定工事店は、その営業を廃止し、又は休止したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 ３　排水設備指定工事店は、その営業を再開したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。	様式を定める要綱の制定による 様式を定める要綱の制定による 様式の新設による
附　則(令和６年３月規則第28号) (施行期日) １　この規則は、令和６年４月１日から施行する。	附　則(令和７年　月規則第〇〇号) (施行期日) １　この規則は、令和７年　月　日から施行する。	
第１号様式（１）から第５号様式まで	（削除）	様式を定める要綱の制定による